平成30年度 第1回 橋本市子ども・子育て会議 議事録

開催日時	平成30年8月10日(金) 午後6時30分~午後8時30分					
開催場所	保健福祉センター3階 多目的ホール					
出 席 者 (委 員)	佐々木詩織委員、永坂委員、村尾委員、武藤委員、古井委員、小弓場委員 守安委員、前迫委員、籔本委員、佐々木和代委員、吉田委員、曽和委員					
欠 席 者	戸島委員、松井委員、西山委員					
事 務 局	健康福祉部:こども課 岡課長 上田係長 井上係長 和田係長 井上 北岡課長補佐 健康課 寺田課長 壷井係長 坂口 地村 福祉課 栄迫課長 教育委員会:教育総務課 北岡課長 岩坪係長 久保田 学校教育課 中尾課長 生涯学習課 中岡係長 教育福祉連携推進室:佐藤室長 橋本市図書館:井澤館長					
議題	 (1) 橋本市子ども・子育て会議等について(資料1) (2) 橋本市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて ① 放課後子ども総合プラン橋本市行動計画(橋本市子ども・子育て支援事業計画別冊)について(資料3) ② 公私連携幼保連携型認定こども園の整備計画について(資料4) (3) 橋本市子ども・子育て支援事業計画の実施状況について(資料5) ① 特定教育・保育施設の量の見込みと利用定員について ② 地域子ども・子育て支援事業の実施状況について ③ 教育福祉連携推進室の取り組みについて(資料6) ④ 橋本市子育て世代包括支援センター「ハートブリッジ」について 					

資		○橋本市子ども・子育て支援事業計画 (冊子)				
		資料1	橋本市子ども・子育て会議について			
		資料2	委員名簿			
	料	資料3	放課後子ども総合プラン橋本市行動計画 (橋本市子ども・子育て支援事業計			
	17		画 別冊)			
		資料4	公私連携幼保連携型認定子ども園の整備計画について			
		資料5	橋本市子ども・子育て支援事業計画の実施状況について			
		資料6	教育福祉連携推進室の取り組みについて			

			議	事	Ø		経	過
発	言	者			発	言	内	容
			開会					
事務	局		本市 はいい ではいい ではまがい ない はい	育はおはい 会 ここ本 と 切 本 間 き 会 談 が の で 議 と の 日 し に 来 の ま よ ら 合 い で で よ の ま よ ら 合 よ が な が す と ば し 、 な 都 す 。	開立 て 化 す は 旁 も こくいい 長 と 、 開 の 子 れ 員 の 子 れ 員	こ 醒 こ 民 さ も て れ 皆ま お 出 ま の せ お 会 の 様	す仕さす皆て見 議委を。事れ。様いえ 委員代	で、ただいまから平成30年度第1回橋 事等でお疲れのところ、ご出席を賜りれるまでの間進行をさせていただきまどうぞよろしくお願いいたします。 様へ内容を明らかにし会議運営の透明れただきますこと、ご了承いただきますこと、ご了承いただきまですので、よろしくお願いいたしまたですので、よろしくお願いいたしまくして佐々木詩織様に委嘱状の交付をさせて、またして佐々木詩織様に委嘱状の交付をさいと、大表して佐々木様は前へお願いいたしま
平木	市長		○委嘱状交付					
事務。	局		認いただきます。 橋本市子ども 間となっておりる 上げます。	ようお願いE ・子育て会記 ます。皆様(申し上げる 議条例第 - こおかれる	ます。 4条 まし	の規ては	お手元に配付しておりますので、ご確 見定によりまして、委員の任期は2年 は2年間、どうぞよろしくお願い申し を平木哲朗よりご挨拶申し上げます。
平木	市長		たりまして、一言	言ご挨拶をほ	申し上げる	ます。)	橋本市子ども・子育て会議の開会にあ 方には大変お世話になっておりますこ

とを改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。

また、子ども・子育て会議委員にお願いしたところ、皆さん、公私多忙の中、 委員を引き受けていただき、また本日は出席をしていただきまして、誠にありが とうございます。

国の方で子育て支援法ができ、子ども・子育て会議ができ、そして支援計画を 今進めていただいています。私も最近よく思うのが、本当に子どもたちの生活環 境であったり、あるいは経済的な問題であったり、核家族化もその1つなのです けれど、非常に子育てがしにくい環境になってきているのかなと思っています。

橋本市においても昨年の12月に、小学校5年生と中学2年生の子どもたちの実態調査をさせていただきました。そうすると、全国平均が、貧困率でいいますと、13.9%が全国平均ですけれども、橋本市は14.4%ということで、比率的には7対1で変わらないのですが、割合で見ますと非常に大きな問題かなと思っています。やはり、子育ての相談する人がいない、あるいは経済的な貧困という問題もありますし、また学力の貧困であったり、愛情の貧困であったり、それが児童虐待につながっているのかなという部分もあるかと思っています。

本当に今、子どもたちを取り巻く環境というのがすごく厳しくなってきている。 そして、助けるためには何をしたらいいのかということをこれから考えていく必要があるのかなと思っておりまして、今まで以上に子育て支援をどのようにしていくかということが、大きな課題になってくるのかなと思っています。

橋本市では、平成29年度から子育て世代包括支援センター「ハートブリッジ」というのを健康課内につくらせていただいて、そして、同じく総合政策部には、教育福祉連携推進室をつくりまして、出産から18歳の子どもたちの支援をこれからどうやっていこうかと。そして、できるだけ窓口を一本化にして、そして、横の連携、教育委員会も健康福祉部も総合政策部も連携をしながら、お互いの負担を減らしながら、協力するところは協力をしていくということがこれからの時代大事になってくるのかなと思っています。課題のある子どもたちをどう救っていくか、そしてそういう子どもたちをどう発見していくかというのが一番の問題かなと思っています。

そのためには、やはり地域の皆さんや、皆さんのような委員の方でありますとか、そういう皆さんと一緒になって子どもたちがつらい目をしている、困っている部分の発見をいかに早くしていくか。第三者の力をかりて、市民の皆さんの力をかりて、この家庭はどうも大変な状況ですよということを「ハートブリッジ」の方で拾い上げていって、その対応を図っていくということも大事だと思います。そして、今までは保育園、こども園から上がった子どもたちと小学校、学校の連携というのも逆に不十分だったのかなと思っていまして、その学校との連携を「ハ

ートブリッジ」を中心につなげていくことが、やはりこれからの子育て世代であったり、子どもたちのためには少しでも解決につながるのかなと思っています。

橋本市でも、こども食堂が今ボランティアの皆さんを中心に4カ所で活動をしていただいておりまして、もう少し各中学校区あるいは小学校区に1つずつできていけば、もっと地域の皆さんと一緒に子育て支援という形がとっていけるのではないかなと思っています。私たちにとっても、行政で横の連携というのがあまり今までやったことのない取り組みですので、今、担当課の方で色々教育福祉連携会議等を設けていただいて、情報交換をし、新たな体制ということも考えています。

31年度からは本当にそういう新しい組織で、さらに進化した形のものをつくり上げたいなと思っておりますので、ぜひ、委員の皆様にもご協力をいただいて、宝である橋本市の子どもたちが少しでもすくすくと育っていけることを私も願っておりますので、これから地域の人たち、そして市役所の職員、そして学校、あるいは自治会等との連携も進めていきたいと思っておりますので、今後ともご協力をお願いいたしまして、開会のご挨拶とさせていただきます。

本日は本当にご苦労さまです。ありがとうございます。

事務局

ありがとうございました。

次に、本日お集まりいただきました委員の皆様より、自己紹介を兼ねまして、 一言ずつお願いしたいと思います。

なお、本日、一般公募委員の戸島浩子様、こども園経営者の代表、学校法人泉 新学園みついしこども園園長、松井直輝様、橋本市民生委員児童委員協議会会長、 西山嘉造様におかれましては、ご都合がつかず欠席されておられます。

それでは、すいません。佐々木様よりお願いいたします。

委員

各委員による自己紹介

事務局

ありがとうございました。皆様、本日はどうぞよろしくお願いいたします。 誠に恐れ入りますが、平木市長につきましては、この後の公務のため、ここで 退席となります。ご了承ください。

それでは、この会議につきまして少し説明をさせていただきます。

冊子の51ページ、橋本市子ども・子育て会議条例に規定しておりますように、子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するため設置された合議制の機関です。会議の審議事項につきましては、平成26年度策定された、橋本市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況の報告が主なものとなります。

なお、この会議の委員である皆様の名簿を含む会議資料及び会議録につきまし

ては、ホームページなどにより公開させていただきます。

当会議につきましては、子ども・子育て支援制度を運用するにあたり重要な役割を果たすものと位置付けております。子育て支援に関する重要な施策へのご意見を、より専門的な立場、より市民に近い立場からご意見をいただきたくお願い申し上げます。

それでは、事務局の紹介をさせていただきます。

○事務局等自己紹介

事務局

本日の会議につきましてはこのメンバーで進めさせていただきますので、どう ぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本会議の会長、副会長の選出をお願いしたいと思います。橋本市子ども・子育て会議条例第5条第2項の規定によりまして、選出につきましては、 委員の中から互選という規定になっております。どのようにさせていただきましょうか。

委員

事務局、何か案をお願いします。

事務局

ありがとうございます。一任いただいてもよろしいでしょうか。

それでは、会長に、古井克憲委員、副会長に吉田健司委員、よろしくお願いします。よろしいでしょうか。

拍手

事務局

お願いします。

それでは、古井会長、吉田副会長に、一言お願いします。

会長

古井と申します。力不足ではありますが、限られた時間で皆さんが活発に議論できますように、議事進行していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

副会長

吉田です。改めまして、よろしくお願いします。

挨拶のついでにですけども、一言お詫びといいますか、説明をさせてください。 私、こども課で3年勤務し、この子ども・子育て会議を担当する事務局側にい たのですけど、約1年間、会議を開催できませんでした。というのは、ここ2年 間ぐらいで一番大事なところの橋本市のこども園計画というのが非常に変化しま した。皆さんもご存じかも分かりませんが、橋本市が約3年前に非常に財政状況が悪いということと、こども園の土地の取得が非常に難しいということで、一旦、こども園計画を凍結させていただきました。

その間もこども課としましては、保育園、幼稚園が非常に老朽化しているということで、庁内ではこども園を進めていかなければいけないということで、約1年半かけて検討会を開いて色々検討してきたのですが、ちょうど去年の3月ぐらいですか、公私連携という新しい形で進めていくということを決定しました。

もう1つは、(仮称) 学文路こども園については、学文路中学校を解体してそこへ建てていこう、それから、(仮称) 山田こども園については、土地の取得が難しいということで、柏原保育園を解体してそこに建てるということを決定させていただきました。それも含めて、去年1年間は保護者説明会、それから地元説明会、区長の説明会も含めて約1年間取り組みまして、非常に厳しい意見もあったのですが、ある一定の理解を得まして、12月にやっと公私連携法人の決定をさせていただきました。

ということで、新しいこども園の整備計画を約1年半かけて進めてきましたので、その間、この子ども・子育ての会議を延ばさせていただいたということがありました。今日はそれも含めて、事務局から色々な説明があると思いますけれども、よろしくお願いいたします。

以上です。

事務局

続きまして、議事録署名委員を、指名させていただきます。

僭越ですが、守安久美委員、お願いできますか。それと、籔本弘子委員、お願いします。

委員

はい。

事務局

それでは、古井会長におかれましては、橋本市子ども・子育て会議条例第6条 によりまして、議長をお願いすることになります。

議長席にお願いいたします。

また、当会議におきましては、15人中12人の委員の出席をいただき、橋本市子 ども・子育て会議条例第6条第2項によりまして、過半数以上の出席をいただい ておりますので、本会議は開催できますことを改めてご報告申し上げます。

会議の方は、6時半の開会で、1時間半から2時間を予定しております。どう ぞよろしくお願いします。

それと、お手元の資料の確認をさせていただきます。配付資料一覧表、今日の

次第の下の部分に資料と書いてございます。橋本市子ども・子育て支援事業計画の冊子。1から6までの資料。それと、「ハートブリッジ」に関するパンフレット。 橋本市のコミュニティについて。本日お配りしました子育て世代包括支援センター支援事業の概要。おそろいでしょうか。

それでは、古井会長、以後の進行の方をよろしくお願いいたします。

会長

それでは、議題に沿って進めてまいります。

議題1、橋本市子ども・子育て会議等についてということで、事務局から説明 をお願いいたします。

事務局

それでは、右上に資料1とあります。議題1、橋本市子ども・子育て会議につきまして説明いたします。失礼ですが、座って説明させていただきます。

本議題は、今回初めて委員委嘱に上がらせていただいた委員様もいらっしゃいますので、この子ども・子育て会議の位置付けと役割をあわせまして、新制度に係るこれまでの流れを簡単に振り返りさせていただくものです。

1、会議設置の経緯と法的位置付けですが、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成24年8月、今からちょうど6年前になります、子ども・子育て支援法が成立し、これらの法律に基づきまして、平成27年度から子ども・子育て支援制度がスタートいたしました。

6年前といえば、当時、消費税が5%から8%に引き上げられる世間がにぎわっていたときです。政府はその上乗せの3%の一部を財源としまして、国や地域を挙げて子どもや子育て家庭を応援していこうと法改正をはじめ、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、そして、保育の量の拡充(保育の質の改善)、そして、地域の子ども・子育て支援の充実などが取り上げられました。

まず、国は、保育園、幼稚園、こども園を通じた共通の給付制度を創設し、財政的な補助メニューや支援策を再編成いたしました。これに対し都道府県や市町村は新制度が始まるまでに、各自治体でどのような子ども支援策を行うのか、行政と一緒になって考えていただく専門機関を設置し、そこで意見を聞いて地域の実情に応じた子ども・子育て支援の事業計画を策定するという経緯がありました。この子ども・子育てにかかわる有識者で組織される合議制の機関が、本日の橋本市子ども・子育て会議であり、こちらはその会議で策定されました計画書でございます。

冊子の後ろから2枚目をめくっていただきまして、52ページをご覧ください。 4年前、本計画書の策定にご協力をいただいた当時の15名の委員さんです。一 部の委員様には、今回も引き続いて委員をお願いしている次第です。 新制度では、この計画に基づき市町村が実施主体となり、幼児期の教育・保育の総合的な提供や待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実を図ることとなっております。

資料1の下半分になります。2、子ども・子育て会議の役割ですが、(2)の特定地域型保育事業の利用定員の設定につきましては、本市ではまだ実例はございません。他の(1)(3)(4)につきましてご協力をいただくことになります。

(1)特定教育・保育施設の利用定員の設定。保育所、幼稚園、認定こども園の利用定員について意見を頂戴すること。(3)市町村子ども・子育て支援事業計画に関し策定の変更についてご意見を頂戴すること。それから、(4)この計画の実施状況に関する事項について調査審議をいただくことになっております。

市としましては、(3)後ほど説明をいたしますが、2期計画の策定を予定して おります。これを中心に建設的なご意見を頂戴したいと考えております。

ページをめくってください。

3の委員についてはご覧のとおりです。

4、橋本市子ども・子育て支援事業計画について。

恐れ入りますが、事業計画書の2ページをご覧ください。

本計画は新制度を迎えるにあたり、さきに作成されました橋本市次世代育成支援地域対策行動計画を引き継ぐ形で、平成27年度からの5年間の事業計画を定めております。

右の3ページに基本理念としまして、「笑顔を未来へ 子どもが輝くまち橋本」とあります。子どもが人として尊重され、健やかに成長する環境を家庭、地域社会、事業主、行政など、社会全体でつくり上げるため、さまざまな検討がなされました。さきに申し上げましたが、新制度では市町村が各支援事業の実施主体となります。ですので、本市における幼児期の教育・保育の総合的な提供や地域での子育て支援の充実を図るため、この計画書は構成されております。

本日8月10日は、本事業計画の中間見直しと実施状況の報告となっておりますが、今回、ニーズの高い支援事業についてより具体化、充実したい計画がございます。子どもの居場所づくりを主要課題とした放課後児童対策につきまして、活動場所や実施方法の見直しを図る総合プランを別冊にて提示いたします。

また、新しい公私連携方式への手法を改めたこども園整備計画や、平成29年4月に法定化されました子育て世代包括支援センターの開設、そして、教育と福祉の連携としての子どもの貧困対策など、当初計画に盛り込めなかった実施計画取り組み状況につきまして、報告をさせていただきます。

5、第2期橋本市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けてということで、 実はこの2年間、この子ども・子育て会議のいわゆるメインディッシュとなりま す。全国的な取り組みとしまして、子ども・子育て支援法に基づく平成32年度以降、5カ年の第2期橋本市子ども・子育て支援事業計画について、以下のとおり策定を予定しております。現在の計画の第1期にプラスしまして、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく、子どもの生活に関する実態調査も、本計画の一部として策定し、教育と福祉の連携推進や子どもの貧困に対する市の方針もあわせて示す予定です。

主なスケジュールは以下のとおりです。

本年度は、本日と冬にもう1回、計2回の開催を予定しております。本計画に続く2期計画を、今年と来年度の2カ年で作成したいのですが、この2期計画につきましては1期計画の実施状況の検証とあわせまして、新たに子育て世代にニーズ調査を行います。そのアンケートの調査内容について、次回、この会議でご意見を頂戴し、一緒に考えていただきたいと考えております。

スケジュールで黒い星印のついたところは、子育て会議を開催したいと考えているところでございます。また、こちらにつきましては順を追って、2回目以降のスケジュールとなっております。また、もしかしましたら、この星の数は増えるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

議題1の本子ども・子育て会議等については以上です。

会長

それでは、今の事務局からの説明について何かご質問、ご意見がある方がいらっしゃいましたら、よろしくお願いします。

この会議の位置付けということでの説明で、前回も非常に活発な本質的な意見 交換というのがなされていたと思います。今回も活発な意見というのを、よろし くお願いいたします。

では、議題の2の方に移ってもよろしいでしょうか。

議題の2が、橋本市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについてという ことで、そのことで1番目からお願いします。

事務局

それでは、平成27年度より取り組んでおります、橋本市子ども・子育て支援事業計画の当初の計画より変更が著しく、計画の見直しの必要があるものにつきまして2点、それぞれの担当より説明させていただきます。

1番目に、放課後子ども総合プラン橋本市行動計画(橋本市子ども・子育て支援事業計画 別冊)、学童保育に関することになります。これが資料の3です。それと、2番目に、公私連携幼保連携型認定こども園の整備計画について、資料が4になります。資料3と4の説明になります。よろしくお願いします。

それでは、教育総務課より、放課後子ども総合プラン橋本市行動計画について 説明させていただきます。僭越ながら、座って説明させていただきます。よろし くお願いいたします。

放課後子ども総合プランですけども、平成26年7月に文部科学省及び厚生労働省の両省から、放課後子ども総合プランが策定されました。このプランによりまして、全ての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、小学校の余裕教室等の活用や教育と福祉との連携等について検討しつつ、放課後児童クラブ、学童保育になります、及び放課後子ども教室を計画的に整備していくことが定められました。

市町村におきましては、放課後子ども総合プランに基づく行動計画を定める必要があり、橋本市においては、先ほどから説明のありましたこちらの行動計画の中に盛り込む形で策定をいたしました。しかしながら、放課後児童クラブにおきましては、当初の計画より利用数の増加が激しく、計画外で新たな支援のために増設認定を行っている実情があります。このたび、事業報告及び計画の中間見直しに際し、放課後子ども総合プラン橋本市行動計画を策定し、近年の増加する放課後児童クラブへのニーズに対応していくことを目的としております。

また、この計画が学童保育の施設建設の国庫補助金をいただく条件ともなって おりまして、現在建設を進めておりますあやの台第3学童の補助金の交付要件に もなっております。よろしくお願いいたします。

内容について説明をさせていただきます。資料3をご覧ください。

中の1ページ目になるんですけども、1としまして、放課後子ども総合プランの趣旨と目的について記載させていただいております。

共働き家庭が増加している昨今、保育サービスの充実のみならず、児童が放課後等を安心・安全に過ごせることができる場所についても整備を進めていく必要がある状況にあります。このような観点から、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を計画的に整備する必要があり、その実施方法は一体型と連携型の2つがあります。一体型といいますのは、放課後子ども教室と放課後児童クラブが、同一の小学校の中で開催されておりまして、共通のプラグラムに参加できるものを指します。連携型というのは、どちらか一方が小学校の中で、もう片方が小学校外、例えば、児童館などで開催されているもので、放課後子ども教室が実施されているときに、学童保育、児童クラブの児童がそちらの方に行って、共通のプラグラムを受けるということを示しております。

2番目になりますけども、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の現状について説明させていただきます。

現在、放課後児童クラブにおきましては、市内15小学校のうち12の小学校にお

きまして実施しております。なお、実施していない3校につきましては、タクシーなどを利用してもらいまして、近隣の放課後児童クラブへ通所してもらっております。

一方、放課後子ども教室におきましては、市内15校全てで実施されている状況にあります。放課後児童クラブが実施されている12校におきましては、そこで実施されています放課後子ども教室と連携をし、現在、一体型で進めている状況にあります。

今回、この計画を新たに見直すことになった理由としましては、3番以降になるのですけども、学童保育、放課後児童クラブにおきまして、当初計画したよりも多いニーズが出てきておりまして、整備が追いつかない状況になってきているからになります。

各小学校区の具体的な数字については説明を省略させていただきますけども、 平成30年度の5月時点で、現在、学童保育は21の支援の単位となりまして、828人 の児童が利用しております。もとの計画では、平成30年度では464人と、約300人 以上の利用の増加が計画より見込まれている状況にあります。

続きまして、5ページをご覧ください。こちらの方にはニーズが増えてきています学童保育に対して、十分な対策をとっていくための方策を示させていただいております。

具体的には、現在、他の地域よりもニーズの増加が激しいあやの台地区及び隅田小学校地区におきまして、新たな支援の単位を開設するために、現在整備を進めているところです。また、現在老朽化の進んでいる施設もありまして、そういった施設を修繕しない状況で放置しておきますと、使えなくなり、利用できる児童が減少するということもありますので、そういった老朽化の進んでいる施設におきましても修繕をしていくことを盛り込ませていただいております。

続きまして、(3)になるのですけども、一体型または連携型の放課後児童クラブ及び放課後こども教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量を示しております。

現在、放課後児童クラブが実施されている小学校区におきましては、全てにおきまして放課後子ども教室が運営されており、放課後児童クラブを利用している児童も放課後子ども教室のプログラムに参加しております。今後もこの形式を維持できるように努めていくことを盛り込ませてもらっております。

(4) 以降になるのですけども、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携などを記載させていただいております。詳細につきましては記載してあるとおりになりますので、具体的な説明は省かせていただきます。

説明は以上となります。

会長

それでは、今の事務局の説明につきまして、ご質問やご意見ありましたら、お願いいたします。

委員

今説明いただいたとおり、色々と教育委員会にもお世話になっていまして、この27年度から各学童保育所には軒並み、少子化少子化と言われている中で、やっぱり働く家庭が多いということで、学童保育の利用者というのは年々増加しております。でも、利用して施設がいっぱいだからといって、いわゆる待機とかじゃなくて受け入れるという方向で、今、全学童が多分進んでいる状態で、年々、本当に子どもたちの居場所の確保ということで自分たちも頑張っており、教育委員会の方にもいつもお世話になっているところです。このところ全学童で、今年度は特に増えてきているのですけれども、あやの台も100名近く、隅田についても100名近く、紀見については第3学童まで用意していただいて、その中で今はちょっとゆったりした感じで過ごさせていると思います。定員、設置条例をつくってもらっている中で、正規会員が40名程度の定員があったと思いますが、今、あやの台と隅田についてはそれでは追いつかないぐらいの人数で、一度見に来ていただいてもいいのですけれども、子どもたちがひしめき合っているという状態です。

その中で、やっぱり子どもがそういう状態であるということは、子ども同士のいざこざも増えるし、けが等ということもありますので、ぜひとも今進めていただいている計画を進めていただけたらすごく助かるということで、学童保育所は今、もともとは保護者運営だったのですけれども、今、2施設は保護者運営でいっているのですけど、その他はNPO法人の一括の運営という形でさせてもらっています。その中の保護者運営のところでも、すごくさまざまな保護者の方が尽力して運営しているという状態もありますし、NPOの方でも、NPOの中で支援員をいろんな研修を受けながら、いかに子どもたちが安心して安全で過ごせるかということをしていますので、本当にこれをぜひとも進めていただけたらありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございます。学童保育のニーズが高まっていて、現場の方からも別冊に書かれている内容ということを推進していただきたいというご意見でした。

その他にご質問やご意見ございますでしょうか。

なければ、ご承諾いただけたということで、この放課後子ども総合プラン橋本 市行動計画につきましては、橋本市子ども・子育て支援事業計画の別冊というこ ととさせていただきます。

ということで、続きまして、②公私連携幼保連携型認定こども園の整備計画に

ついて、資料4の方、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

こども課より説明申し上げます。

右上に資料4とありますA4の1枚物をご覧ください。

議題2の②公私連携幼保連携型認定こども園の整備計画について説明申し上げます。

本市のこども園整備計画につきましては、本計画書の44ページに記載してあるのですけれども、当初は平成30年度、本年度、公設民営の(仮称)学文路こども園と(仮称)山田こども園の2つの施設を開園するという計画になっておりましたが、市の財政事情等の理由により一度この公設民営のこども園化計画につきましては、凍結をせざるを得なくなりました。しかし、公私連携という新しい手法が出てきたことで、公立園の施設の老朽化が著しいことから、地震に強い安心・安全で快適な子どもたちの受け入れ施設を整備することを重要視いたし、このたび、民設民営によるこども園計画を再度実施するものです。

資料にもありますが、公私連携とは、民設民営で運営されるものの、市の土地を無償貸与することにより、橋本市と法人間で協定を締結いたし、公設民営のこども園と同程度の運営を担保するものです。民間の良さを持ちながら、公立の良さも備える新しいこども園を目指しており、現在、保護者の代表の方々、法人、市のこども課で組織される三者協議会を開催しております。

計画につきましては、2つの施設がございます。

まず、学文路さつきこども園の整備計画です。現在のしみず保育園、清水幼稚園、学文路幼稚園を統廃合いたし、来年、平成31年4月に学文路さつきこども園を開園する予定です。定員は63名。こども園としましては比較的小規模な園となりますが、河南地区にとりまして初めて0歳児と1歳児の受け入れ枠を設けることとなります。

場所は清水の旧学文路中学校の跡地。先月7月18日には、建設予定地で安全祈願の地鎮祭が行われました。ここに新園舎のイメージ図を入れてございます。これから約半年をかけまして、本格的に新園舎の建設工事に取りかかるところです。次に、山田さつきこども園について申し上げます。

こちらは現在の岸上保育園、柏原保育園、山田保育園を統廃合いたし、平成33年4月に山田さつきこども園を開園する予定です。定員は123名で、西部地区にとりましては初めて1号認定、幼稚園児の受け入れ枠を設けることとなります。

場所は現在の柏原保育園の用地です。開園の1年前には現園舎を解体し、その場所に新築工事を同一年度で行う予定です。柏原保育園の在園児さんには非常にご迷惑をおかけすることになるんですが、岸上保育園と山田保育園におきまして、

代替保育をお願いすることになります。こちらにつきましては、付近の道路幅員が狭いということもあり、先月の三者協議会におきましても、保護者の送迎や駐車場につきまして協議をいたしたところです。

また、両こども園における施設の名称は、三者協議会において協議され、公私 連携法人から提案のありました、大字、プラス市の花のサツキ、プラスこども園 というネーミングで決定いたしました。

なお、公私連携法人は、社会福祉法人寿翔永会、理事長は永山勝利さん。主たる事務所は長野県上田市となっておりますが、同法人は橋本さつき保育園を運営されている法人でございます。

この2つの幼保連携型認定こども園の整備計画に関連し、次の議題3で教育・保育施設の量の見込みと利用定員についてがございます。ここに今回のさつきこども園の定員設定を、平成31年度の量の見込みと確保の内容へ一部反映しておりますので、後ほど担当係長から説明することといたします。

公私連携幼保連携型認定こども園の整備計画については以上です。

会長

ただいまの整備計画について、何かご意見やご質問ありましたら、お願いしま す。

ということで、なければ、次も実施状況、この2園のことも含まれているということですので、議題の3に移ります。

橋本市子ども・子育て支援事業計画の実施状況についてということで、まず、 1番目の特定教育・保育施設の量の見込みと利用定員について、事務局の方から 説明をお願いいたします。

事務局

それでは、資料の5に沿って説明をさせていただきます。

まず、資料の3ページをご覧ください。こちらに幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容、そして方策について書かれております。それについて説明をさせていただきます。

まず、今回初めてこの会議に出席いただいている委員さんもいらっしゃいます ので、まずこの表についての説明をしたいと思います。

この表につきましては、今回の計画年度である平成27年度から平成31年度までのそれぞれの年度ごとの1番、量の見込み、それと、2番、確保の内容をあらわしたもので、その差を見ることによって必要な利用定員が確保されているかどうか、それを判断するものとなっております。

まず、具体的に見ていきますと、例えば、直近年度である平成29年度をご覧いただければと思います。それぞれ1号、2号、3号とありますが、3歳から5歳

までの保育を必要とする子ども以外の分、主に幼稚園とか、あと、こども園の幼稚園ルームに通っていらっしゃる1号認定の子どものことです。2号認定、3歳から5歳までの保育を必要とする子ども、主に保育園であったり、こども園の保育園ルームに通う2号認定。そして、0歳から2歳までの保育を必要とする子ども、同じく保育園等に通う3号認定。それぞれの区分ごとに量の見込みと確保の内容がこちらに記載されております。

平成29年度の1号認定の量の見込みにつきましては、480という数字が入っております。こちらは平成29年度末の実績の数字となっております。括弧内に514という数字が入っておりますが、こちらは当初、この計画を策定した際に、推計で入れた数字がこちらの方には入っております。他の年度につきましても、括弧内の数字につきましては当初の推計値が入っております。

次に、2番の確保の内容のところですが、こちらには593という数字が入っております。この数字につきましては、平成29年度の1号認定の利用定員総数ということになります。

最後に、その差ということで、593マイナス480で113。この数字につきましては 十分に必要な利用定員が確保されておるというふうに見ていただくことができる かと思います。ただ、残念なことに、逆にこの平成29年度の3号の部分を見てい ただくと、量の見込みが561、確保の内容が498となっておりまして、その差がマ イナス63、つまり3号認定につきましては63名不足が生じていると、そういうこ とを示している表となっております。

平成30年度のところにつきましては、この量の見込みについては直近の月である平成30年8月1日時点の数字を入れさせてもらってありますので、ご了承ください。

それでは、それぞれの区分ごとの説明をさせていただければと思います。 まず、(1)の1号認定のところになります。

平成28年度、平成29年度の取り組みと今後の方策というところでも載せさせてもらっていたのですが、平成28年度に私立幼稚園 3 園が新制度に移行しまして、幼保連携型認定こども園の方に新しく 3 園開園することになりました。今後、29年度につきまして、先ほど説明もありましたけれども、公私連携法人を指定させていただきまして、31年度に学文路さつきこども園を開園していくというふうな予定でおります。

1号認定につきましては、先ほどの表を見ていただくと、ニーズの見込みは十分に確保されているということが読み取れるかと思います。こども園になることによって、保護者の就労状態が変化しても同じ園で、例えば、1号認定と2号認定で子どもが行き来できるというふうな、保護者の就労状況が変わって変化して

も、有利な教育・保育が提供できるというふうに判断しています。

続きまして、2号認定のところをご覧ください。2号認定につきましては、平成28年度、先ほどの左の表の右上のところを見ていただくと3名不足ということで、マイナス3ということになっております。ただし、保育園受け入れに関して言いますと、面積の基準であったり、保育士の配置の基準を満たしておれば、利用定員の1.2倍までの範囲内で入園していただくことが可能というふうにされていますので、その範囲内で調整を行った結果、待機児童は平成28年度の2号認定は発生しておりません。

また、平成29年度の2号認定を見ていただくと、マイナス、不足が出ておった部分が解消されております。平成30年8月1日の今の実績を見ていただくと、19名が不足という形で出てしまっておるのですけれども、こちらにつきましても平成28年度と同様に、今のところ調整をさせてもらいまして、待機児童は発生はしておりません。今後の2号認定につきましては同様の調整を行って、待機児童は発生しない見込みとなっておりますので、十分確保できておるかなと思います。

最後に、(3)の次のページになりますけれども、3号認定について説明をします。

こちらにつきましては、各年度の実績を見ていただくと、平成27年度は43名、 平成28年度は47名、平成29年度は63名、平成30年度8月の時点では23名の不足と いうふうになっています。こちらは、残念ながら、待機児童が発生してしまって おりまして、未入所児を含めて平成27年度は20名、平成28年度につきましては、 こちら大変申し訳ないですが、19名と書いてあるところを、すいません、28名と 変更してください。平成29年度については17名、直近の平成30年8月1日時点で は、11名が未入所児を含んだ待機児童として発生をしています。

ニーズ調査の結果と比較した場合に、やはりかなりの乖離が見られております。 橋本市としましては、この待機児童が発生しているということはかなり重く、も ちろん受けております。この待機児童解消のためにも、先ほど説明ありましたと おり、平成31年4月に学文路さつきこども園を開園して、3号認定の利用定員の 数を増やしていきたいと思っております。

以上です。

会長

ただいまのご説明につきまして、質問やご意見がありましたら、お願いいたします。

ということで、②から④まで説明をしていただくのですが、よろしいでしょうか。

では、事務局の方から、議題の3の②から④までをご説明をお願いいたします。

それでは、続きまして、資料5の5ページの4番、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・方策の(1)時間外保育事業について説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、開園時間の11時間を超えて保育を実施する、いわゆる 延長保育事業と言われているものになります。取り組みとしましては、平成27年 度、9 園実施していましたけれども、先ほど申し上げたとおり、平成28年度に幼 保連携型認定こども園を新しく3 園開園したことによって、実施園が合計11園と なりました。今後も、非常に多様な就労形態に対応することができるように、保護者のニーズに応じた延長保育が的確に提供できるような体制を確保して支援していきたいと思います。

以上です。

事務局

続きまして、(2) 放課後児童健全育成事業について説明させていただきます。 放課後児童健全育成事業は、学童保育を運営していく事業になります。

資料6ページから9ページの頭までに、各地区の量の見込みと確保の内容の実情を示させてもらっております。詳細につきましては説明を省かせていただきますけれども、表の見方としまして、当初と書いてある欄は、計画を立てたときの見込みの量となっており、実績につきましては、実際に利用している児童数を入れさせていただいております。確保の内容につきましては、支援の単位1つにつき定員40名以下と定めておりますので、1つの支援につきまして40名確保できるという形で入れさせていただいております。

平成28年、29年の状況になりますけども、平成28年は全体で見込み日数が482名、 実際の利用数は638名、その差は156名となります。平成29年は、見込み数が470名 で、実際の利用数が739名となっており、その差は269名、ニーズ調査から乖離し ている状況にあります。それに合わせまして、学童保育の施設の整備を進めまし て、平成28年は720名の受け入れができるように、平成29年は800名が受け入れで きるように整備を進めさせていただいております。

具体的に言いますと、平成29年度より、紀見地区におきまして第3学童、応其地区におきまして第2学童をそれぞれ小学校の空き教室を整備改修することで運営を開始しました。

また、橋本地区におきましても、利用者の増加に対応するため、小学校の中にあります特別教室を放課後に活用させてもらう方向で実施場所を確保し、平成30年から運用できるように整備をしました。このように学童保育の運用場所の確保は今後の課題となっていくと考えております。

平成30年度以降の方策としまして、利用者数の増加が他の地域と比べて高いあやの台地区、隅田地区において必要量を確保します。具体的には、あやの台地区は小学校内に余裕教室がないため、小学校敷地内に新たな施設を建設します。また、隅田地区におきましては余裕教室の確保も難しく、新たに建設する場所もないため、橋本地区と同様の方策で確保を行い、この5月から運営を開始しております。その他に専用施設の老朽化が進んでいる応其地区につきましては、施設の建てかえを検討しているところです。

以上になります。

事務局

続きまして、9ページの(3)子育て短期支援事業について説明いたします。 こちらの事業につきましては、家庭で養育が一時的に困難となった児童、子ど もさんを対象にした事業です。緊急一時的に、原則1週間以内なのですけども、 子どもさんを預かったりという形の制度になっています。市から委託先に委託し ておりまして、実施しております。

10ページの上の表をご覧ください。平成27年度につきましては、左上、2件の9の実績があったのですけども、28年、29年とも利用実績はございませんでした。今後もこういう緊急時のときの利用ニーズはあると思いますので、また積極的な活用を促していきたいと思っております。

事務局

続きまして、4番、地域子育て支援拠点事業の事業内容のご説明をさせていた だきます。

この事業につきましては、現在、市内の6カ所、こののほっとルーム、あやの台保育園、あと、こども園4園の合わせて6園で開設しております支援センターになっております。就学前の子どもさんとその保護者の方が気軽に遊びに出かけていける、遊びの提供を受けたりすることができる、そういう機能も持ちあわせると同時に、保育士であるとか保健師の専門的な、例えば、相談ですとかアドバイスを受けるような、お母さんの仲間づくりができると同時に、不安を解消していけるような子育て支援の機能を持っている事業となっております。

こちらの年度ごとの実績なのですけれども、29年度の実績981というこの数字につきましては、6カ所の支援センターの1カ月の月平均の延べ平均世帯数となっております。

以上です。

会長

続いて、お願いいたします。

続きまして、5番の一時預かり事業の説明をさせていただきます。

こちらの一時預かり事業につきましては、保護者の方の就労の形態の多様化に伴った短時間及び継続的な保育、保護者の疾病・通院等による緊急的な一時的な保育、あるいは、保護者がリフレッシュする必要があったり、冠婚葬祭等で出ていく必要がある場合の保育の需要に対応するための一時預かり事業を実施しているということです。一般的に言われるのは、一時預かりの幼稚園型ということであったり、一時預かりの一般型と言われる事業になっております。

その他としまして、夜の10時ぐらいまで子どもを預かるトワイライトステイという事業も、こちらの方に含まれております。

一時預かりの幼稚園型につきましては、公立の9園プラス私立のこども園3園で、28年度、29年度は実施をいたしました。また、保護者の疾病や通院、リフレッシュ及び冠婚葬祭等に係る一時的な保育の需要に対応するための一時預かり一般型につきましては、私立保育園2園にお願いをして実施していただいております。今後もまた引き続いて、そういった保護者の方々のそれぞれの類型ごとのニーズに応じた一時預かりが、適切に、的確に実施できるような体制を確保していきたいと思っております。

事務局

同じく一時預かりのところで、僕の方からは、(ウ)の少し上田の方から触れていたんですけども、トワイライトステイ事業のところ、表の説明だけさせてもらいます。(ウ)の表のところなのですけども、量の見込み①のところなんですけども合計、平成28年度873の内訳は括弧としまして、左側614が一時保育、プラス259がトワイライトステイ、同じく29年度も同じような数字で、一時保育とトワイライトステイの数字を分かるように、ちょっとこの表だけイレギュラーな形で数字表記させてもらっていますので、説明させてもらいました。

事務局

続きまして、6番の病後児保育事業についての説明をいたします。

病後児保育事業につきましては、病気の状態が安定してきました、もしくは安 定回復期にあります、こういった子どもさんで、ただ、集団保育で預かっていた だくにはやはりまだ難しい。そして、かつ保護者の方がお仕事等でなかなか子ど もさんのお世話をすることができない。そういった児童がおられた場合に、一時 的に保育、看護師もつきますので看護をしていく事業となります。

こちらにつきましては、新制度開始後の継続事業として、こちらも私立の保育園1園にお願いをして実施をしていただいております。ただ、こちらも平成27年度において、利用者数が8人にとどまっております。以降、平成28年度は利用の希望がなく実績がありませんでした。29年度については、11名の利用がありまし

た。量の見込みの推計、確保の内容等々から見ていくと、保護者のニーズと実際の数字というのが、こちらもかなり乖離はしてはおるのですけれども、橋本市としてはやはりこちらの事業につきましては、セーフティネットとしてかなり大切なものだというふうに認識はしております。

今後もこちらにつきましては、同様に大切なものとして考えて、実施をしていただいている園とも協力をしながら、引き続いて実施をしていきたいと考えております。

以上です。

事務局

続きまして、7番、子育て援助活動支援事業、ファミリーサポートセンターの 事業について、ご説明申し上げます。

こちらの事業については、就労ですとか病気等で、子育ての支援を受けたいというそういう育児の援助を受けたい方、依頼会員さんと呼ぶのですけれども、その依頼会員さんと、育児の援助を行いたい、行いますよという提供会員さんのそれぞれの会員さんが登録をいたしまして、その会員さん同士の橋渡しをするというか、必要としている支援、援助に対して提供できる会員さんを合わせていくという、そういう意味での子育て支援をしておる事業になっております。

提供会員さんと依頼会員さんの人数、29年度の実績を申し上げます。依頼会員さんは326名、提供会員さんが163名、両方会員さんという方が26名おられます。この両方というのは、ご自身が子育て中で、自分が仕事のときには助けてはもらいたいけれども、自分に時間があって、別の子どもさんを預かることができるときには提供会員にもなりますというように両方に登録していただいている方が26名おられます。

こちらの実績として載せております29年度の実績、この1,185というのは、サポートを実際に実施した件数になっております。この事業については、女性、お母さんの社会進出にも伴って、今後も支援が必要になっていく、継続していくべき事業であるかと思いますので、提供会員さんのスキルアップの講演ですとか、あとは、やはり預けるお母さんがどうしても躊躇をするという実情がありますので、登録をせず、一度お試しで預かってもらう。そういうお試し体験というようなことも実施しております。そこで、お母さんが安心して大丈夫ということで登録につながっていくということも、実際、今ございます。今後も研修等に力を入れて、提供会員さんのスキルアップと人数増加につなげていきたいと思っておる次第でございます。

以上です。

続いて、8番の利用者支援事業のところの説明に移ります。

こちらは、多様な教育や保育など、子育て支援の事業、先ほどからも説明がありましたように、いろんな事業の制度がございまして、そこにまた個別のニーズを把握して、子どもさんとその保護者さんがその選択に基づいて、適切な保育園であったり幼稚園であったり、その施設の事業を円滑に利用できるようにきめ細かな情報や相談、助言等を行う事業でございます。

こちらの事業につきましては、平成27年度からあやの台保育園さんに委託させてもらっております。

14ページの表の上が、27年度からの実績となっておりまして、29年度からは利用者支援事業の充実を図るために、子育て世代包括支援センターを市の健康課内に設置しております。子育て世代包括支援センターの内容につきましては、後の項目で担当の方から詳しく説明させていただきます。

以上で、8番の方を終わります。

事務局

9番の妊婦健診について報告させていただきます。

より安心して健やかな妊娠・出産が行えるようにということで、平成21年度から、大幅な公費負担制度の拡充がされました。現在、今は14回22枚の妊婦健診の受診票、トータルで9万1,190円分ということになるのですが、発行させていただいております。確保の内容の方と見込みで見ていただいたら、29年度からは十分確保できているような状況になっております。

妊娠届け出なのですが、11週以内の早期の届け出がほとんど、96%なのですが、色々な予期しない妊娠であったり、10代の妊娠で、産むかどうかということで迷ったりといういろんな理由からで、妊娠の届け出が中期から後期にかけてと遅れてしまう方が29年度4%あります。今後も早期の届けについて啓発が必要ということで考えております。

続きまして、10番の乳児全戸訪問事業について報告させていただきます。

先ほど母子保健推進員の会長さんからもありましたが、橋本市内の全部の子どもさん、1人目に限らず全ての子どもさんのところに4カ月までに家庭訪問を、母子保健推進員さんに訪問をしていただいております。できるだけ早い時期に訪問できる方が、お母さんも安心して子育てしていただけるということで、橋本市では、推進員さんには生後2、3カ月で訪問していくようにお願いをしております。

妊娠届け出に来られたときから、そういう訪問をしているという啓発は行っているんですが、実際、出産されて出生連絡票を健康課に提出しに来ていただいた際に、母子保健推進員さんに訪問を依頼していいかという確認をとらせていただ

いているのですが、残念なことに、1割前後の方が拒否というか、必要ないというふうに答えられる方があります。また、オーケーを出された家庭でも、推進員さんが連絡してもなかなか連絡がとれないということもあり、出生数から比べて訪問している数は少ないです。しかし、推進員さんの訪問の了承が得られないところでも、必ず保健師・助産師が子どもの身長、体重を測ったりということで、そういう家庭ほど支援が本当は要るということも多く、専門家が必ず訪問するというふうにしております。

今後も、できるだけ推進員さんの訪問、地域で見守っていただける方の訪問を していただけるように、ご理解をいただくように勧奨していきたいと考えており ます。

以上です。

事務局

次に、16ページ、11番、養育支援訪問事業について説明します。

先ほど保健師の方から、妊婦健診であったり乳児全戸訪問であったりということで訪問して、妊婦さんについて、特に養育の支援が必要であると判断した家庭に対しまして、養育に関する指導や助言を行いまして適切な養育の実施を確保する制度でございます。

こちらの事業につきましては、ファミリーサポートセンターを運営する育夢学園さんに委託をしておりまして、ボランティア登録されている地域の住民が対象家庭に出向きまして、家事援助や育児支援を行っております。

実績につきましては、28年度、45件、29年度、39件となっております。 以上です。

事務局

12番のその他ですが、数値目標等にはありませんが、子ども・子育て支援新制度の施行状況等に気を配りながら、国で新規に創設された下の黒丸2つ、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業についても、事業の詳細を確認しながら実施していく、実施を検討するということに変更はございません。

それと、次のページ、17ページですが、幼児期の教育・保育の一体的提供及び 当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容というのは、先ほど資料4によ り説明がありました内容になります。

以上です。

会長

教育福祉連携推進室の取り組みについて説明をお願いいたします。

続きまして、3、4、教育福祉連携推進室の取り組みと、橋本市子育て世代包括支援センター「ハートブリッジ」についてですが、いずれも27年の当初のこの子ども・子育て事業計画にはうたわれていなかった施策でして、計画の45ページにあります推進体制の充実を強化するため、そして子育て支援においての新たな懸案事項として子どもの貧困対策、また、妊娠・出産から子育で期18歳までの子どもさんに関する総合相談窓口として相談事業をより強化するため、29年度より取り組んでいる施策です。それぞれの担当より、報告させていただきます。

事務局

今、ありましたように、45ページの推進対策の充実というところで、教育福祉 連携推進室の動きをお伝えし、諮っていただいたらなと思っています。

まず、資料に基づいてお話をしますが、教育福祉連携推進室の開設についてということです。平成29年4月、橋本市総合政策部内に教育福祉連携推進室が設置されています。

開設の目的というのは3点ありまして、子育て世代包括支援センターを核とした相談支援体制を確立することが1つ。2つは、子どもの貧困問題への対応を進めること。3つは、教育と福祉の連携というものを市民協働の動きを取り入れながら進めていくという、その3点であります。

進め方については、教育福祉連携会議という専門の課長や部長や教育と福祉の 関係者が集まっての会議で、テーマごとに小委員会を開催しながら進めていくと いうことになっておりました。大事にしましたのは、管理職のレベルではなくて、 実務をしていただいている方の声も取り入れようと。それから、市民グループさ んの意見を取り入れようというような形で進めています。

実際に、この会議で話し合ってまいりましたグループのテーマが5つあります。 1つは、子育て世代包括支援センターのあり方について。2点目は、子どもの貧困に対する実態調査について。3点目は、こども食堂に関することについて。4点目は、学校プラットフォーム化に関して。それから、最後は、はしっこえがおプロジェクトについてということになります。

子育て世代包括支援センターにつきましてはこの後お話がありますが、軽微な相談から重篤な相談まで相談窓口を一元化すること、あるいは途切れのない相談をするということで、教育、福祉の機構の改正について話し合ってまいりました。現在進行中で進めることになっています。

子どもの貧困の問題でありますけれども、これは市長の方からも挨拶でありましたけれども、全国の貧困率13.9%、子ども7人に対して1人が貧困の状態で生活しているというショッキングな実態が報告されて、そしたら橋本はどうなんやと。それを知ってどんな施策に生かしていくかということで、実態調査をするこ

とにいたしました。この実態調査について言いますと、本年、和歌山県が7月に 県下一斉の実態調査を行いました。これはまとまるのが12月の段階になってまい りますけれども、本市としましては昨年のデータ、それから本年度のデータ、2 年間のデータをあわせて、初めにこども課長さんが言ってくれましたけれども、 子ども・子育ての計画をしていくそのプランニングのときに、子どもの貧困とい うようなテーマも必ず取り入れながら検討してくださると力強く言ってください ましたので、そこにすごく大きな期待を寄せたいと思っております。

こども食堂については、ちょっと後に書かせていただいておりますので飛ばしまして、学校プラットフォーム化ということについて少しだけお話をします。

学校プラットフォーム化、耳なれない言葉でありますけど、することというのは決まっておりまして、全教職員が学校にいる全児童、年間複数回にわたってスクリーニングを行います。遅刻の状況、欠席の状況、保健室への出入りの状況、服装や身だしなみのこと、あるいは宿題の忘れ物、集金の滞納もあるかもしれません。授業の様子、受けている様子、そんなこと、複数の項目について全職員で一人一人の子どもをスクリーニングして、気になる子どもを抽出して、その対応をアセスメントするという仕組みです。そのときに教育と福祉の専門職を交えたケース検討会議をする。必要であれば、専門職から福祉の機関へ、あるいは軽微な場合であったら、地域の教育、福祉の支援サービスにつなぐ。そのようなやり方をして漏れなく子どもたち一人一人の状況をキャッチしていく。それが学校プラットフォーム化であります。現在、2校研究推進校を設定してやっておりますが、これを全校に広めていくと、学校教育と一緒にやっていこうという話になっております。

はしっこ笑顔プロジェクトと申しますのは、地域の皆さんに子どもの貧困の状況、それを知っていただいて、市民力、地域力の底上げを図る。子どもを見守っていただく力を蓄えて育てていっていただこうというプロジェクトであります。このようなことをしながら、貧困であるとか、子どものしんどい状況について対応していこうと思っています。

それから、残されたところのこども食堂のことについてお話をいたします。

こども食堂の展開についてというのを書かせていただいておりますが、平成30年8月、こども食堂は市内に4カ所開設されています。市民グループ、NPO、自治会等、主催や形態は多様でありますが、子どもの居場所を地域につくっていくということで、さらに拡大することが望ましいと私どもは考えております。数だけではなくて、質、内容の拡大へつながっていくこども食堂をつくっていきたいなと思っています。

その方法として円卓会議というのを広げていきたいと。こども食堂について関

心のある方、あるいは子どもの居場所について関心のある方、企業であるとか、 NPO、医療関係者、食材提供者、いろんな方に来ていただいて、皆さんで共有 していただいて拡大を図っていきたい、そんなことを思って取り組んでいますし、 取り組もうとしております。

以上であります。

会長

ありがとうございます。では、「ハートブリッジ」の説明の方をお願いいたします。

事務局

続きまして、子育て世代包括支援センター「ハートブリッジ」です。通称ハートブリッジといいます。

これについては、利用者支援事業として平成29年4月に開設いたしました。利用者支援事業につきましては追加資料に載せさせていただいておるんですけれども、母子保健型と基本型がございます。母子保健型としましては、主として、市町村の保健センター等、母子保健に関する機能等を有する施設で実施するもの。基本型としましては、主として、地域子育て支援拠点等、身近な場所で日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設、あやの台保育園でやっていただいている事業となります。

「ハートブリッジ」につきましては、これのうちの母子保健型に位置付けて、 基本型と連携してやっております。就学前までを対象とする市町村が多い中で、 橋本市では妊娠・出産期から18歳までの子育て世代を対象として実施しています。

「ハートブリッジ」では相談窓口の一本化と明確化、産前産後の早い時期から のきめ細やかで切れ目のない支援、地域ぐるみの子育て支援を三本柱として取り 組んでいます。

開設1年目である平成29年度は183家庭、260人からの相談がありました。相談の7割は関係機関を通じた小学生以降の子どもにかかわるものでして、本人やその家庭からの相談というのは全体の14%程度で、悩みの大きい家庭ほど相談する余裕がないということが分かりました。平成29年度の取り組みとしては、転入された子どもさんへのかかわり方の強化、市内の分娩の86%を占めている市内産婦人科医院との連携の強化、妊娠届け時のマニュアルの整備。それまで教育、福祉の各担当課がばらばらに行っていた就学相談が必要な子どもさんや家庭的にしんどい子どもさん、要対協登録の子どもさんなどの情報提供を一括して小・中・高校に行うという改善を行いました。

平成30年度にはSSWが配属されまして、学校との連携の強化、福祉サービス につなげられるように、また中学校を卒業して所属のない15歳から18歳の子ども についても対応しています。

平成30年の相談件数なのですけれども、4月1日から7月末まで4カ月間で、新規の相談79件と前年度からの継続が27件で、合計106家庭、126人の相談がありまして、前年と比べて増加しております。

さらに、地域や学校と連携して取り組みを進めていくために、3年目となる平成31年度に向けて、現在、機構改革を検討しているところです。

以上です。

会長

ということで、子ども・子育て支援事業というところの説明をしていただきま したが、今の説明に対するご意見やご質問がありましたら、お願いいたします。

今の時代のニーズに合わせた事業というのを新たに展開していくというというふうに思います。ここまでの事業、説明いただいた事業について、ニーズ調査をもとに計画を作成したりであるとか、計画の推進等、進行管理を行っていくというのが私たち委員の役割になってまいります。

それでは、質問、ご意見等ないようであれば、今日の議題については終了になりますので、議長の務めはこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

事務局

古井会長、ありがとうございました。

それでは、次第の7番、その他に移らせていただきます。

その他にあります共育コミュニティ等というところで、共育コミュニティとコミュニティスクールにつきまして報告させていただきたいと思います。

これはこの計画の 25 ページ、子どもの成長に資する教育環境の整備、その中の主要課題 1、学校教育環境の充実の主な活動の 1 つになります。数値目標にはございませんが、現在、全市的に取り組みを進めるということで報告をさせていただきます。

事務局

生涯学習課共育コミュニティ係より、先ほど説明がありました橋本市が進めております共育コミュニティの現状について、説明とご報告をさせていただきます。お手元にある橋本市の共育コミュニティについてという1枚の資料をご覧ください。

橋本市では、教育大綱生涯学習推進計画で、共育コミュニティの推進を重点目標としております。この共育コミュニティの共育というのは、共に育つと書きます。「大人も子どもも共に育ち、育て合う、という意味になっております。

共育コミュニティとは、そちらに書かせていただいているとおり、学校・家庭・

地域が一体となって子どもの豊かな育ちや学びを支える中で、子どもも大人もと もに育ち、育て合い、人と人とのつながりをより深め、暮らしやすく活力のある 地域づくりを目指すものです。

近年、社会情勢が変化し、地域の教育力の低下や学校でもいじめ、不登校といった問題がございます。家庭においても、家庭の孤立化など、子どもたちにまつわる学校・家庭・地域の課題が複雑化、困難化しております。そうした中で、社会全体が一体となってお互いの課題に取り組むことが必要不可欠となっていると言われております。

共育コミュニティでは、子どもたちのために、地域・学校・家庭が共同した活動を通じて、それぞれがネットワークをつくり交流を深め、課題解決や相互の活性化をすることを目指しております。

具体的にどのような活動をするかは、その資料の下にございます、既存本部の 平成29年度中の主な活動を参考に見ていただけたらと思うのですけれども、例え ば、学校にある図書館を地域のボランティアの方が本の整理であったりとか、昼 休みの休憩時間に図書開放を行ったり、また、授業支援といいまして、家庭科の ミシンの授業で地域の方が先生の補助に入ったりする学校支援の活動もあれば、 子どもたちが地域に出て清掃をしたり、また、小学校4年生を対象とした2分の 1成人式で、地域が地域の子どもたちの成長を見守るといった地域に向けた取り 組みもございます。

また、保護者同士の交流の場である4校交流会、2園4校交流会であったりですとか、地域の方に向けた講演会や地域の方と一緒に子どもの育ちを考える機会となる共育ミニ集会など、子どもたちの育ちや学びといった切り口でさまざまな活動を展開しております。

橋本市ではこうした各地域の共育コミュニティ活動を推進する役割を担う本部を、主に地区公民館を単位として、平成20年度より設置してきました。平成20年度に高野口地域共育コミュニティ本部、平成21年度に学文路・清水地域共育コミュニティ本部、平成26年度に紀見東中学校区共育コミュニティ本部、平成28年度に隅田中学校区共育コミュニティ本部と、平成29年度までに4つの本部が組織され、それぞれ地域の特色のある取り組みをしていただいております。

共育コミュニティを市内全域に広げるために、4本部以外で本部設置ができていなかった橋本地域、山田地域、紀見北中学校区も今年度より本部が立ち上がりまして、4月から毎月会議を重ねて情報共有や意見交換をしております。また、関係各所とのネットワークづくり、及び、これからどういった活動を展開するかということについて動き始めています。

本部には共育コーディネーターという役割の方を配置しております。共育コー

ディネーターは学校と地域のそれぞれの要望、ニーズを把握して、活動につなげるために調整をする役割の方になっております。例えば、教員OBの方であったりですとか、PTA関係の方、民生委員、児童委員、また自治会関係の方などに担っていただいております。現在、11名の方に教育委員会から委嘱しております。こうした共育コーディネーターが活動を展開する上で、この資料の上部にございます共育コミュニティ4つの柱、このポイントごとに活動を展開していただいております。

子どもたちの豊かな成長と人と人とのつながりの再構築を目指して、それがひいては、よい地域づくりにつなげていきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、共育コミュニティの説明とさせていただきます。

事務局

続いて、学校教育課より、コミュニティ・スクールについてお話をさせていた だきます。さらに簡単にいきたいと思います。

開かれた学校づくりという名のもとで、学校評議員制度や学校関係者委員会等で学校評価を行っていました。学校運営協議会というものも今までも置くことができるというような位置付けだったのですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されまして、教育委員会は学校に学校運営協議会を設置するというふうに変わりました。

学校運営協議会とは何だという話なのですが、地域の方や学識の有識者の方々によって、学校の運営に参画していただこうというそういう考えのもとの組織です。その学校運営協議会が設置されている学校のことをコミュニティ・スクールというふうに呼んでいます。ちょっと共育コミュニティと同じような語句が入っていますのでややこしいのですが、これは学校の組織になります。その学校の組織で、学校の課題であったり、子どもたちにとって必要なことを共有することで、地域の力をかりたり、関係機関と連携をしていったりという学校運営を進めていこうというものになります。

本市は、昨年と本年度の2年間で橋本市内の全小・中学校に設置しようということになっています。現在、既に全ての学校に学校運営協議会は設置されました。ただ、法律にのっとった学校運営協議会については、学校運営協議会設置に係る規則を定めて、それにのっとり運営していくのですが、現在、その規則を制定するための協議中になっています。今は学校運営協議会を置いていただいて、議員さんたちとともに研修会を開催したり、先進地を視察したりすることで来年度からの本格運営に備えている、そんな段階です。

以上です。

以上で説明は終わりになりますが、委員の皆様からは何かご質問等ございませんでしょうか。他の案件でも結構ですので、もしよければ。何かございませんでしょうか。

それでは、当初予定2時間ということで、8時半になりました。これで終了とさせていただきたいと思います。

次回の会議につきましては、本年の末ぐらいを目途にさせていただきたいと思っておりますので、またご案内を差し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

これをもちまして、平成30年度第1回橋本市子ども・子育て会議を閉会させていただきます。遅くまで、皆さん、ありがとうございました。お気をつけてお帰りください。

閉会